

「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に対する意見公募要領

令和8年6月22日
経済産業省経済産業政策局産業創造課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、(1)「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び(2)「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」、(3)「経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）」、(4)「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」の改正等を行います。

改正等の主な内容としては、(ア)産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第12項本文に規定する「事業適応」のうち、同項第3号に規定する「予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの」（以下「国際経済事情激変事業適応」という。）の詳細を定めること、(イ)法第2条第20項に規定する「特定生産性向上設備等」及び「確認」の詳細を定めること、(ウ)法第21条の24の規定に基づき公庫の行う事業適応促進円滑化業務の詳細を定めること、(エ)法第145条の2の規定に基づき政府の行う調査等の詳細を定めること等その他所要の改正等を検討しております。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・ 「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」等
- ※上記に係る個別の法令としては以下の通り。
- ・ 「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」
 - ・ 「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」
 - ・ 「経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）」
 - ・ 「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省経済産業政策局産業創造課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館7階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年6月22日（月）～令和8年7月21日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省経済産業政策局産業創造課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-daitanzeisei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

